



暴追とちぎ

第54号

平成27年1月



福寿草（撮影者 飯島秀雄氏）

CONTENTS

新春のごあいさつ	1
警察本部長年頭あいさつ	2
暴力追放県民センターの活動状況	3
暴力追放功労表彰受賞者の紹介	5
暴力相談の状況	6
暴力団情勢	8
民事介入暴力対策委員ペンリレー	10

暴力団
なくすは
みんなの
強い意志

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028（627）2995



新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 菊池 功

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から、当センターの事業運営に格別のご理解とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、それぞれの地域、職域において、暴力団排除活動を実践されておられますことに、心から感謝申し上げます。

さて、栃木県暴力団排除条例が施行されてから、今春で4年になります。県内では、事業所や業界団体、地域住民の皆様のご努力により、暴力団排除の意識が高まり、多くの企業や県民が、暴力団を中核とする反社会的勢力との関係を遮断するため、具体的な行動を実践しています。

当センターも設立以来、関係各位のご支援、ご協力をいただきながら、暴力団のいない安全で住み良い地域社会の実現をめざして、県民の皆様とともに暴力団排除運動を展開して参りました。長年にわたって暴力団の追放を訴え続けてきた私共にとっても、県民の皆様による暴力団排除に向けた気運の高まりや具体的な活動は、誠に心強く頼もしく感じているところであります。

本年も、警察や弁護士会をはじめ、関係機関、団体との連携を更に強化して、事業内容をこれまで以上に充実するとともに、地域、職域で行われる暴排運動を積極的にご支援させていただく所存であります。

県民の皆様とともに

暴力団追放三ない運動＋1（プラスワン）

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に金を出さない

＋1 ・暴力団と交際しない

を合い言葉に、より強力に、かつきめ細やかな活動を展開して参りたいと考えております。

新年にあたり、皆様方のご多幸とご健勝、ますますのご発展を祈念し、相変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。



年頭のごあいさつ

栃木県警察本部長

桑 原 振一郎



新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、暴力団排除活動を始め、警察活動各般にわたり深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、長年にわたり、熱意と勇気を持って、暴力団追放活動に取り組まれている皆様方には、改めて敬意と謝意を表するものであります。

さて、暴力団を巡る情勢ですが、福岡県警察において、これまで幾多の凶悪事件を敢行し、全国で唯一の特定危険指定暴力団である工藤會の総裁等を地域住民のご支援とご協力の下、16年前に発生した殺人事件で逮捕するなど、現在、全国警察の総力を結集して、工藤會の壊滅に向けた各種対策を推し進めています。

また、近年、暴力団は、警察の取締りの強化や暴力団排除意識の高揚など社会情勢の変化に伴い、その組織実態を隠蔽しながら、覚醒剤等違法薬物の密売やみかじめ料の不当要求など従来からの資金獲得活動に加え、各種事業活動への進出、さらには、暴力団員としての身分を隠して、各種公的給付金等を騙し取る事件や卑劣かつ悪質な特殊詐欺事件を敢行するなど、資金獲得活動を一層多様化、巧妙化させ、依然として、県民生活に不安と脅威を与えるとともに、健全な社会経済活動を阻害する存在となっております。

一方、暴力団排除活動につきましては、昨年4月までに県内25市町すべてで、暴力団排除条例が制定されるとともに、各種事業の取引等においても暴力団排除条項に基づく措置が執られるなど、県民、事業者の方々の間に、その意識が着実に浸透し、官民一体となった暴力団排除のための取組みが、幅広く進められております。

このような情勢にありますことから、県警察では、本年も、重点目標の一つとして、「組織犯罪総合対策の推進」を掲げ、暴力団の弱体化、壊滅に向け、組織の幹部を始めとした暴力団構成員等に対する徹底した取締り、資金源の封圧や犯罪収益の剥奪などの対策を強化してまいります。

加えて、公益財団法人栃木県暴力追放県民センターを始め、各自治体や関係機関との連携を密にし、各種排除対策を効果的に推進するとともに、暴力団排除活動に取り組む皆様方の安全の確保など、できうる限りの支援をさせていただきます。

皆様方には、引き続き警察の行う暴力団対策へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、年頭のあいさつといたします。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●少年指導委員研修会

9月24日 栃木県警少年課と連携して研修会を開催し、少年指導委員約90名に対して、少年を暴力団から守るための知識等に関する研修を行った。



●小山・野木地区暴力追放大会

10月1日 小山市立文化センターにおいて、小山市、野木町の市町民約200名が参加のもと、「小山・野木地区暴力追放大会」が開催されました。当センター専務理事が来賓として出席、活動支援金を交付して後援した。

●平成26年度第2回理事会

10月16日 平成26年度第2回理事会を開催し、当センターの参与を委嘱する同意案1件、理事長及び専務理事の職務執行状況等の報告事項4件を承認した。



●企業防衛セミナーの開催

11月10日 栃木県警と当センターの主催により企業防衛セミナーを開催した。セミナーには、賛助会員等約450名が参加し、暴力団排除活動功労者への感謝状の贈呈や、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士有志による「反社会的勢力に対する企業防衛」に関するロールプレイングによる実践対応要領の講演を行った。

弁護士によるロールプレイングは、迫力がありました。参加者からも、趣向を凝らした講演で参考になった、との声があり好評でした。

弁護士の皆様おつかれさまでした。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●



●民事介入暴力一日相談所

10月23日 下野市小金井地内国分寺公民館において、栃木県警組織犯罪対策第一課員、栃木県弁護士会民暴対策委員会弁護士、当センター暴力追放相談委員による民事介入暴力一日相談所を開設した。

●下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会

11月20日 グリムの館において、下野市、上三川町の市町民約300名が参加して下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会が開催されました。活動支援金を交付し、当センター専務理事が来賓として出席した。



●栃木県民事介入暴力対策協議会研修会

11月28日 栃木県警・栃木県弁護士会・当センターの三者による民暴対策協議研修会を開催し、暴力団組事務所の撤去に関する対応等について研修を行った。

●広 報 啓 発 活 動

暴力団追放広報啓発活動を、次のとおり行いました。

- JR宇都宮駅ペディストリアンデッキへの横断幕掲載
- JR宇都宮駅構内ホームベンチにおける暴力団追放広告掲載
- 暴力追放ポスター、カレンダーの作成配布
- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布



暴力追放功労表彰受賞者紹介

警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

11月25日に開催された、平成26年度全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放功労栄誉章の表彰が行われ、本県では暴力追放功労栄誉銀章・栄誉銅章を次のお二人が受章しました。

○ 暴力追放功労栄誉銀章

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会
弁護士 竹 澤 一 郎 様



○ 暴力追放功労栄誉銅章

(一社) 栃木県舗装協会 暴力対策連絡会
会長 菊 池 茂 様



関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

9月24日に開催された、平成26年度関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会において、暴力追放功労者・功労団体の表彰が行われ、本県では個人1名、2団体が受賞し、11月10日に開催した企業防衛セミナーの席上で伝達、紹介されました。

○ 暴力追放功労者

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会
弁護士 山 田 実 様

○ 暴力追放功労団体

- ・ (一社) 宇都宮建設業協会 様
- ・ (一社) 栃木県銀行協会 様



栃木県警察本部長・栃木県暴力追放県民センター会長連名表彰

11月10日に開催し、企業防衛セミナーにおいて、平成26年度暴力追放功労者・功労団体の表彰を行いました。

○ 暴力追放功労者

小野崎 要 造 様
黒 後 洋 様 (会社役員)
齋 藤 三 朗 様 (会社役員)
田 嶋 章 夫 様 (会社役員)
村 上 芳 弘 様 (会社役員)

○ 暴力追放功労団体

- ・ (一社) 日本損害保険協会
北関東支部栃木損保会 様
- ・ 栃木県信用金庫協会 様



暴力団情勢

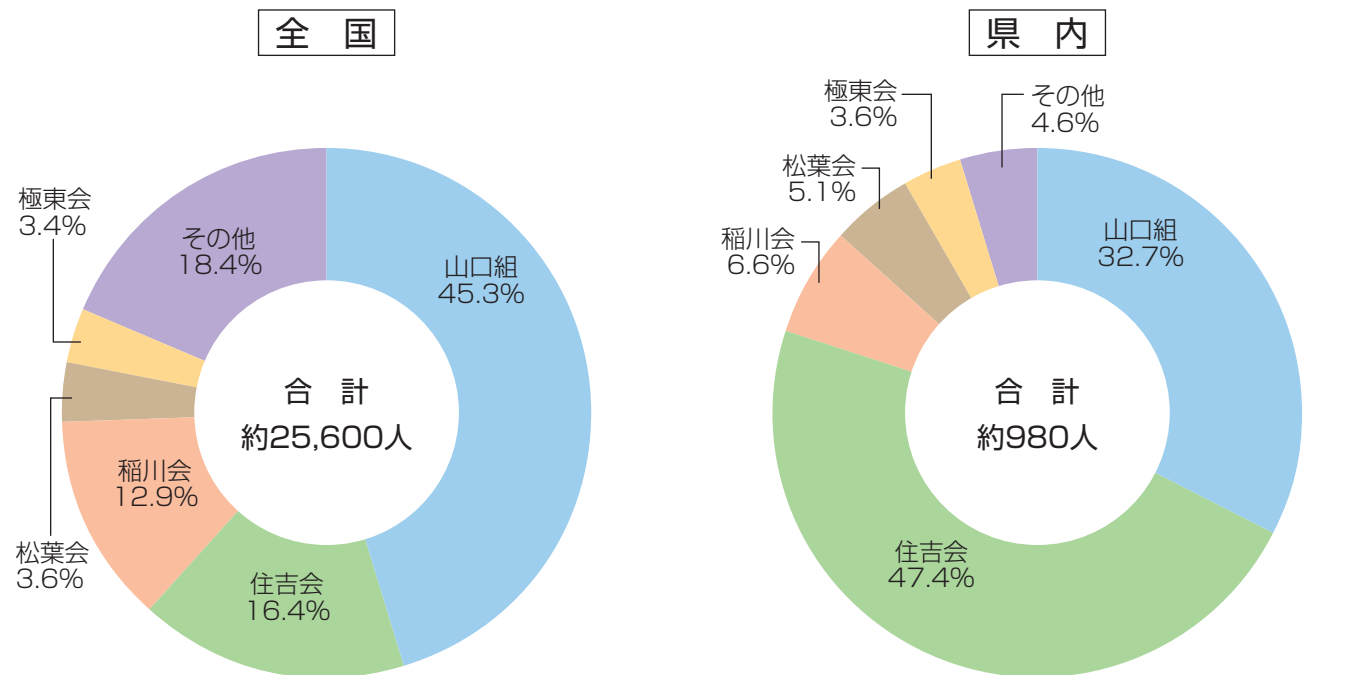
暴力団は、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、近年、組事務所から代紋、看板等を撤去し、名簿等に構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

また、東日本大震災に伴う復興事業、原発事故の除染に伴う公共事業等に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や高齢者を狙った特殊詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多様な資金獲得活動を行っています。

さらに、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も発生しており、依然として市民社会にとって大きな脅威となっている。

1 暴力団の現況（平成26年12月末現在）

指定暴力団は、現在、全国で21団体が指定を受けておりますが、山口組、住吉会、稲川会の3組織で全体の70%強を占め寡占状態にあります。本県は、首都圏に近いこともあり主要3団体のほか、極東会、松葉会系の組織があります。組織勢力を見ると本県内では住吉会系組織が最大です。過去には山口組系組織が存在しない県として誇っていましたが、現在は山口組系が住吉会を追い越す勢いで勢力を拡大しております。



組織名	山口組	住吉会	稲川会	松葉会	極東会	その他
構成員	約11,600	約4,200	約3,300	約910	約880	約4,710

（警察庁 平成26年上半年統計から）

組織名	山口組	住吉会	稲川会	松葉会	極東会	その他
構成員等	約320	約465	約65	約50	約35	約45

2 暴力団の検挙状況

栃木県警察では、平成26年中、暴力団員255人を検挙しています。

適用罪種は、覚せい剤取締法違反、窃盗罪、傷害罪や暴行罪のほか、労働者派遣法違反、特殊詐欺事件などでも検挙しています。

暴力相談の状況

Ⅰ暴力相談受理状況

平成26年中（H26.1.1～H26.12.31）の暴力相談は次のとおりです。

(1)年別受理件数

年度	23年	24年	25年	26年
件数	486件	518件	455件	373件

(2)相談の方法

区分	件数	前年比
面接相談	268件	-47件
電話相談	102件	-33件
文書相談	3件	-2件
引継相談	0件	±0件

(3)相談の処理状況

処理別 態 様	受理件数		処 理 状 況					
			センター処理		警察引継		弁護士引継	
	26年	前年比	26年	前年比	26年	前年比	26年	前年比
法第9条等の相談	9	-7	7	-6	2	-1	0	±0
離脱の相談	6	+3	6	+3	0	±0	0	±0
事務所立退相談	0	-1	0	-1	0	±0	0	±0
刑事事件の相談	1	-1	1	+1	0	±0	0	±0
センター事業相談	9	+5	8	+4	1	+1	0	±0
その他の	348	-81	334	-91	11	+4	3	+2
合 計	373	-82	356	-90	14	+6	3	+2

Ⅱ相談の傾向と特徴

(1)相談件数の増減状況

平成26年の受理件数373件で、前年（455件）に比較して82件の減少

(2)行政対象暴力

相談件数13件（前年比+5件）

内訳

機関誌の購読要求	4件
生活保護等、公的給付の支給要求	2件
その他	7件

(3)不当要求行為に関する相談内容

法第9条に関する相談件数9件

不当債務免除要求行為	2件
不当債務免除要求行為	2件
不当下請等要求行為	1件
みかじめ料要求行為	1件
不当債権取立行為	1件
不当示談介入行為	1件
不当許認可等排除要求行為	1件

(4)相談の相手方

相談の相手方の内訳

指定暴力団等	43件
社会運動標ぼうゴロ	3件
政治活動標ぼうゴロ	3件
その他の暴力団（準構成員）	1件
その他	1件
不明	322件

(5)相談者別

企 業	302件
個 人	58件
行 政	13件

(6)相談者の職業

金融・保険業	219件
公益事業	26件
建設業・不動産業	30件
卸・小売業	4件
公務員	13件
その他	81件

(7)相談者別

弁護士相談日	1件
一日弁護士相談日	0件

※一日弁護士相談については、10月23日下野市において実施した。

平成26年中の主要相談事例紹介

相談者	相手方	相談内容	対応・措置
不動産業(貸家)経営	元住吉会系組員	家賃請求に行ったところ、入れ墨をした男が出てきた。暴力団排除条項が賃貸契約書にあるので、暴力団員であれば契約を解約したい。	契約解除手続きをとるよう指導した。
商店店主	右翼団体	店に書籍購入要求の電話があり、高額な書籍が郵送されてきた。返品したいのでどのようにしたら良いか。	契約解除の内容証明郵便と共に書籍返品手続きをとるよう指導した。
暴力団組員と交際のある男性	住吉会系組員	知り合いの暴力団組員から小遣いを貰い、車の運転や雑用をしていた。 辞めたいと話しても「お前は飼育殺しだ」などと言われ辞めさせて貰えない。何とか手を切りたい。	警察に引き継ぎ。 また、暴行・脅迫等の被害を受けた際は、被害届を提出するよう指導した。
会社員	チンピラ風の男	風俗店を利用したあと、店員男性から「うちの女に強要しろ。50万円位だ。」などと、現金を要求された。	警察に引き継ぎ。 当センター弁護士相談日の相談を勧め、法的対応するよう指導した。
レンタカー会社幹部社員	会社役員	暴力団員が関係する会社に車をレンタルしている。会社では、貸渡約款を改正し、暴排条項を加えたことから、暴力団関係の会社であれば取引を止めたい。	暴排条項に基づく契約の解除について指導した。 警察に引き継ぎ。
匿名男性	住吉会系組員	毎年暴力団から「しめ飾り」を購入しているが、今後も継続すると暴力団排除条例に触れるのですか。	栃木県暴力団排除条例に抵触する可能性がある。暴力団からの物品購入は毅然と断るよう指導した。

● 弁護士相談の日 ●

毎月第3水曜日、当センターに栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士が来所して、無料で相談を受理しています。

相談受理時間は、午後1時30分から午後3時30分です。民暴事案に詳しい弁護士が相談を受けますので、民暴事案でお困りの方は、是非ご利用ください。

無料
秘密厳守

弁護士相談の日

毎月第3水曜日 午後1:30～午後3:30

暴力団からの民事介入でお困りの方は
お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市本町12番11号 栃木会館

相談電話 028-627-2600



暴力団対策法による中止命令

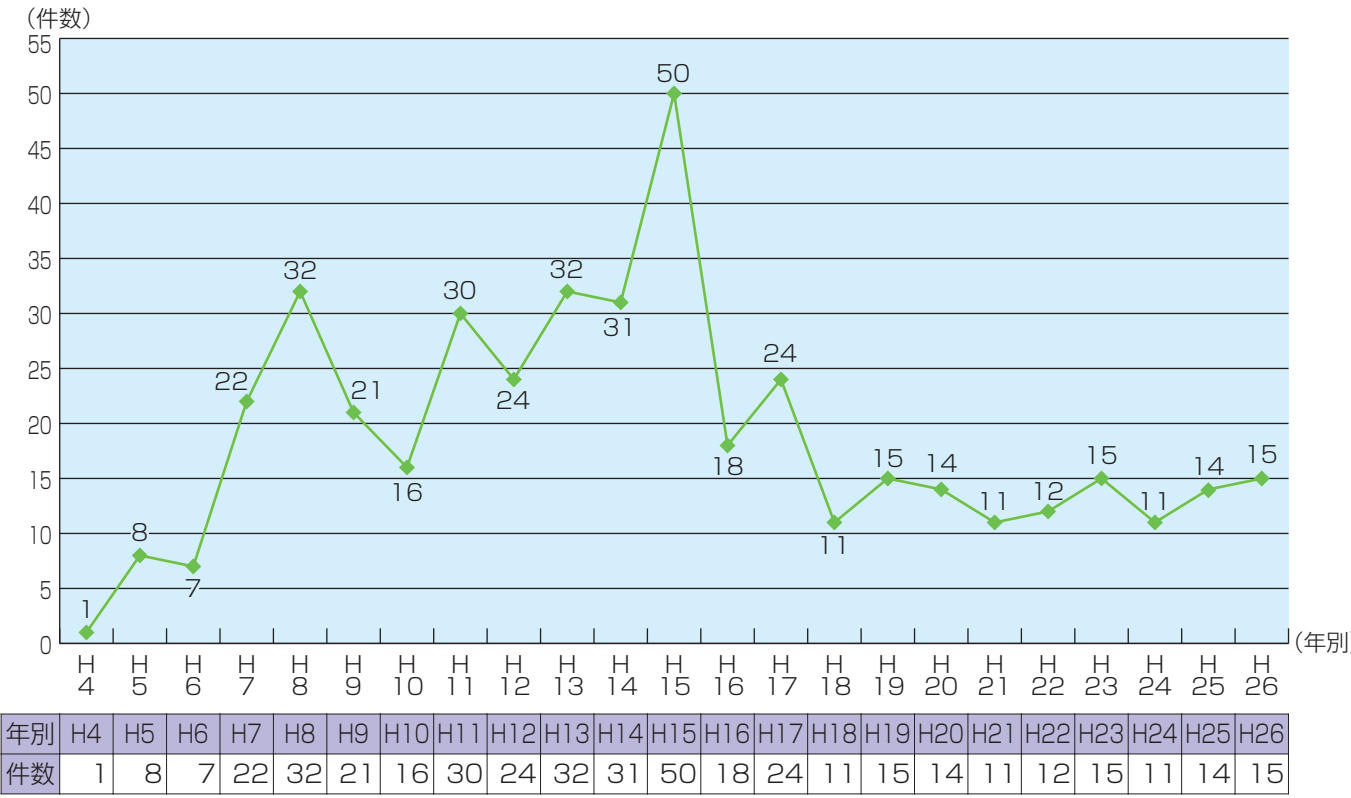
暴力団対策法では、指定暴力団員が行う一定の反社会的な不当な行為「暴力的要求行為（27類型）」を指定し、これを禁止しています。

この禁止規定に違反して暴力的要求行為を行い、又は繰り返して行う虞がある場合には、公安委員会（警察署長）から必要な「中止命令」又は「再発防止命令」が発出されます。

- 主な暴力的要求行為としては
- ・ 人の弱みをネタに口止め料を要求する行為
 - ・ 寄附金や賛助金等を要求する行為
 - ・ 下請け工事・資材の納入等を要求する行為
 - ・ 縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為
 - ・ 因縁を付けて金品等を要求する行為
 - ・ 行政庁に対して、許認可や入札等に関し、不当な要求をする行為
- などがあります。

栃木県内では、平成4年に暴力団対策法が施行されてから、これまでに434件の中止命令が発出されています。

平成4年から平成26年までの中止命令の件数



平成26年中に栃木県で発出された主な中止命令

☆ 不当贈与要求行為 指定暴力団員は、男性に「組の看板で動いた。少なくとも100万円だな」などと、不当に金銭を要求した。	☆ 組への加入強要行為 指定暴力団員は、県内の男性に対し「しばらく事務所泊まってもらうから」などと、組への加入を強要した。
☆ 不当贈与要求行為 指定暴力団員は、金銭貸借関係がある女性に債務の返済を要求して拒否されたことに対し「俺を馬鹿にしているのか」などと、みだりに金品を要求した。	☆ 再発防止命令 指定暴力団員は、本年7月に飲食店主にみかじめ料を要求し、中止命令を受けたにもかかわらず、さらに本年8月別の飲食店主に同様の要求した。

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員

弁護士 根本 智 子

去る平成26年11月10日、栃木県暴力追放県民センターと栃木県警察本部の共催で企業防衛セミナーが宇都宮市文化会館小ホールにて行われました。このセミナーの後半に「反社会的勢力に対する企業防衛」と題して、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士が、企業側社員役、反社会的勢力役、弁護士役を演じてロールプレイングによる実践対応を見ていただく機会がありました。

当委員会では、毎年、新人弁護士向けのロールプレイングの研修会を行っていますが、今回のように、企業向けにロールプレイングを行うのは初めての試みでした。出演者はかなり緊張しながらではありましたが、セミナー参加者の方々も台本を確認しながら我々の好演(?)を楽しんでいただけたと思っています。暴追センターからはお世辞とも思われますが、参加者の皆様にも好評だったとの労いの言葉もいただき、暴力団排除の気運に乗り、当委員会もますます外部に向けての研修会も積極的に行っていきたいと意気込んでいます。

県内には、宇都宮本庁の他、大田原支部、栃木支部、真岡支部、足利支部の各支部にも当委員会所属の演技派民暴弁護士が揃っておりますので、これを機会に企業の皆様にも不当要求等の行為に悩まされた際には気軽にご相談いただければと思います。

不当要求防止責任者講習 「受講無料」

あなたの職場を暴力団等から守るための講習です。

講習受講手続き

「責任者選任届出書」を事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課組織犯罪対策係に提出するか、又は県警察のホームページによる電子申請をしていただきます。

後日、暴追センターから往復ハガキで講習の案内をいたします。

講習の種別

※選任時講習

責任者に選任された後、概ね1年以内に受講します。

※定期講習

選任時講習後、概ね3年後に受講します。

講習の内容

- ◎暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- ◎不当要求行為に対する被害防止対策
- ◎弁護士からみた暴力団対策

等について警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、栃木県弁護士会、暴力追放県民センターによる講義のほか、DVDを使用した対応シュミレーションなど、対応要領や被害防止に役立つ体験型の講習を行います。

受講修了書の交付

受講された方には、「受講修了書」及び「責任者選任事業所ステッカー」を交付します。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除*の対象となります。

*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

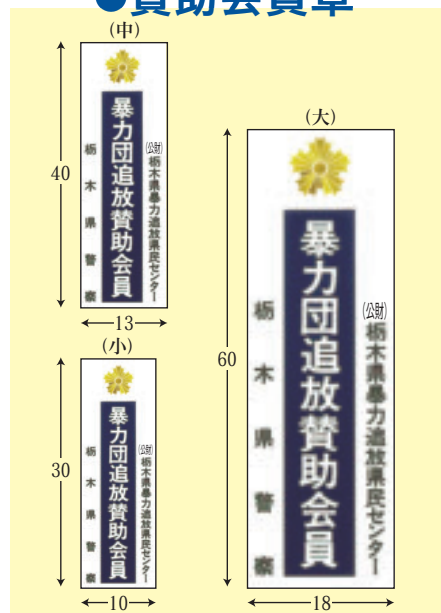
●賛助会費 年額 (口数の制限はありません。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴力団追放三ない運動 ^{プラス}1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

^{プラス}
+1

暴力団と交際しない

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

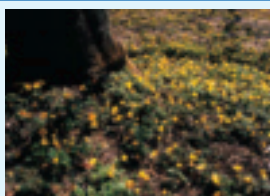
電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600



暴追とちぎ平成27年1月号(通巻54号)表紙写真

福寿草

第5回 オアシス今市写真展 入選作品

撮影者 飯島秀雄氏